

令和 6 年度財務定期監査（監査対象：行財政局）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 収入に関する事務 ア 歳入、歳出額の計上及び販売委託契約を適正に行うべきもの 「神戸市史」等の書籍について、書籍店との間で書籍販売及び代金の収納に係る委託契約を締結している。販売された書籍については、1 か月分を取りまとめて書籍店からの報告に基づき、販売価格から販売委託料を差し引いた金額を市に納付させているが、その旨の記載が仕様書上不明瞭であり、また決算上も委託料が歳出に計上されていない。（総務課） 地方自治法第 210 条には「一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない。」とあり、その事務処理として、財務会計事務の手引きにおいて、振替決議書により、委託料を歳出に計上し、委託料に一時繰替えていた販売収入を歳入に補てんする手続が示されている。この手続に基づいて会計処理をすべきである。 なお、この契約の仕様書は、平成 30 年度以降、委託料等の単価以外は見直されておらず、適宜、見直しも検討されたい。	委託料が歳出に計上されていないとの指摘に対しては、令和 6 年 12 月 23 日、令和 6 年 4 月から 11 月の販売実績に基づき、歳出歳入振替決議にて、委託料の歳出計上を遡って処理した。令和 6 年 12 月以降の販売分については、月ごとに行う書籍店への調定決議に伴って、歳出歳入振替決議を行うよう担当職員に周知徹底した。 なお、委託予定先の書籍店より、令和 7 年度からは書籍販売委託を受託できない旨の申し出があったため、令和 6 年度末の契約期間終了をもって書籍販売委託を行わないことになった。 今後は、令和 8 年 6 月の歴史公文書館の開館にあわせ、デジタル化を進めていく。	他の方法で対応